

○印西市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（案）

令和6年●月●日条例第●号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、印西市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市は、男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第2条第1号に規定する男女共同参画社会の形成をいう。以下同じ。）の促進を図るための拠点として、啓発及び活動の支援並びに情報の発信等の事業を行うとともに、市民への交流の場の提供を目的としたセンターを設置する。

（名称及び位置）

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
印西市男女共同参画センター	印西市中央南一丁目4番地3

（業務）

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する相談に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成に関わる学習の場及び機会の提供に関するこ  
と。
- (4) 男女共同参画社会の形成に関わる個人又は団体相互の交流の促進に關  
すること。
- (5) その他市長が必要と認める業務

（職員）

第5条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

（使用できる者の範囲）

第6条 センターを使用することができる者は、男女共同参画社会の形成に關  
わる活動をしようとする者とする。ただし、市長が適當と認める者は、この  
限りでない。

（使用の制限）

第7条 市長は、センターを使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号  
のいずれかに該当すると認めるときは、センターを使用させないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を目的に利用するおそれがあると認めるとき。
- (4) センターの設置の目的に反する行為を行うおそれがあると認めるとき。

(5) その他センターの管理運営上支障があると認めるとき。

(使用料)

第8条 センターの使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。